

改葬許可申請に必要な書類

1 改葬許可申請書

2 埋葬・埋蔵・収蔵の事実の証明

※改葬許可申請書の墓地管理人証明欄

3 改葬先の墓地、霊園等の受入証明書又は永代使用許可証の写し等

4 墓地使用者等の承諾書又は誓約書

※直系以外の申請の場合又は改葬の申請者と墓地所有者が異なる場合

【改葬の手順】

① 改葬先の墓地等の管理者より、受入証明書又は永代使用許可証の写し等を取得します。

② 改葬許可申請書を取り寄せ、必要事項を記入します。
※直系以外の場合は以下の書類がいずれか必要となります
・直系の相続人の相続関係が確認できるもの（戸籍の写しや家系図等）を添付し、その全員分の承諾書をご提出ください
・直系の相続人と連絡が取れない場合等は誓約書をご提出ください

③ 改葬許可申請書の墓地管理人証明欄に、現在埋葬されている墓地等の管理者より埋葬・埋蔵・収蔵の証明を受けます。

④ ③の改葬許可申請書に①の書類を添えて、市民課又は新城支所、牛根支所に申請します。

⑤ 改葬許可証が発行されます。

⑥ 現在埋葬されている墓地等の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出します。

⑦ 改葬先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出し、遺骨を埋葬します。

※現在埋葬されている墓地が市営墓地の場合、別途返納届が必要になります。
詳細につきましては、生活環境課（0994-32-1297）までお問い合わせください。